

株 主 各 位

東京都中央区銀座6丁目6番7号  
株式会社朝日ネット  
代表取締役社長 山 本 公 哉

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月22日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成19年6月25日（月曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD 5  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 第17期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 第17期計算書類承認の件  
第2号議案 剰余金の処分の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役4名選任の件  
第5号議案 監査役1名選任の件  
第6号議案 補欠監査役1名選任の件  
第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://asahi-net.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

# 事業報告

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

## [1] 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、少子高齢化、素材・エネルギー価格の高騰等による不安定要因を抱えつつも、企業収益の改善に伴う設備投資は引き続き増加基調にあり、景気は持続的に回復してまいりました。

I S P (インターネット・サービス・プロバイダー) 業界におきましては、インターネット接続のブロードバンド化がより一層すすみ、とりわけF T T H (光ファイバー) 接続の利用者が拡大しました。

このような状況のもと、A S A H I ネットの会員数は当事業年度末で378千人(前期比9.2%増)となり、そのうちブロードバンド会員数は217千人(前期比22.3%増)、ブロードバンド会員比率は57.6%(前期比6.2ポイント増)となりました。なかでもF T T H 接続会員数は114千人(前期比62.6%増)となり、ブロードバンド会員に占めるF T T H 接続会員の比率が13.0ポイント上昇いたしました。また、ナローバンドからブロードバンドまでを含めた全回線における平均退会率は0.91%(前期比0.07ポイント減)となりました。

また、F T T H の急速な普及に伴う通信量の増加によるコスト増が懸念されておりますが、当社は独自のネットワークシステムを自社で開発・運営することで顧客満足度を高めるとともに、通信コストの圧縮を図り、売上高営業利益率が23.9%と高い収益性を維持しております。

インターネット接続サービスにおきましては、新たな接続サービスとして低価格A D S L 接続サービス「超割A D S L コース」、K D D I 株式会社と提携したF T T H 接続サービス「A S A H I ネット ひかり o n e」を順次リリースし、商品ラインナップの拡充をしてまいりました。特に「超割A D S L コース」は、月額利用料金を1,871円(税込み)と回線速度が12Mbpsと高速にも関わらず業界最安値に設定し、ナローバンドからの乗り換え需要に対応する商品として提供いたしました。これにより、ブロードバンドにおける高価格帯のF T T H と低価格帯のA D S L との利用料金の2極化が顕在化しましたが、当社は、そのいずれにおいてもプライスリーダーの役割を担っております。

インターネット関連サービスにおきましては、多チャンネル放送とビデオオンデマンドの視聴が可能な映像サービス「A S A H I ネットT V」、ホスティングサービス「セキュアホスティング」のリリースのほか、W e b 2 . 0 関連サービスとして

大学・短期大学向けSNSツール「マナバ」並びに多店舗事業向けホームページ作成ツールであるビジネス・ブログ・システム「モンブラン」の開発・販売を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は5,476百万円（前期比9.1%増）と過去最高を達成いたしました。営業利益は1,307百万円（前期比8.9%増）、経常利益は1,271百万円（前期比5.9%増）となり、税金費用を差引いた当期純利益は744百万円（前期比114.6%増）となりました。

## 2. 対処すべき課題

ブロードバンドへの移行が急速に進んでいる状況の中で、当社の接続サービスにおける課題は、FTTH利用者を積極的に獲得していくことによって、ブロードバンド市場でのASAHIネットのシェアを拡大するとともに、FTTHなどのインターネット接続サービスを基盤に、インターネット関連サービスを拡張し、顧客単価の増大により収益基盤を拡充していくことが重要であると考えております。

このような状況のもと、当社は以下の諸点を対処すべき課題と捉え、より一層の経営体質の強化を図ってまいります。

### ① FTTHの拡販

ナローバンドやADSLからFTTHへ移行する利用者が増加している中で当社のFTTHを拡販するには、当社の既存会員のFTTHへの移行を促すだけでなく、FTTHを利用する新規会員の増大を図ることが課題です。FTTHへの移行をきっかけに競合他社から当社への乗り換えを促すために、効率的なプロモーション活動で顧客満足度の高いASAHIネットの認知度を上げるとともに、入会チャンネルの多様化と増強を図ってまいります。また、提携電気通信事業者との共同キャンペーン展開によるFTTH拡販も図ります。新規の提携電気通信事業者からFTTHを調達する新たなFTTHサービスの提供も課題です。

当社の収益構造は、会員からのインターネット接続料収入を基礎としているため、会員獲得の増大が収益基盤の向上につながります。

### ② ブランドの構築と顧客満足度の維持、向上

平成19年3月期の当社の全回線における平均退会率は0.91%と1%を下回るレベルにありますが、今後も退会を抑止し、さらに競合他社からの乗り換えを促進していくことが重要であると認識しております。そのためには、質の高い会員サービスと安定した接続環境を提供していくことによって、ブランドを構築し、顧客満足度の維持、向上に努めることが重要な課題です。

当社の顧客満足度は専門誌等（「日経パソコン 2006/12/25号」「日経マーケット・アクセス『家庭のインターネット環境利用実態調査2006年下期』」）で9期連続プロ

バイダーランキング総合1位との高い評価を得ていますが、顧客満足度の維持、向上に努めブランド力を高めていくために、ASAHIネットのホームページを常に見直し、インターネット利用者に対して一貫したメッセージを発信してまいります。同時に、ブロードバンドの普及に伴うトラフィック増大に対応して、当社が培ってきたノウハウを活かした適切な方策によってバックボーン回線の増強を図り、高品質のサービスを提供し続けるよう努めてまいります。

また、より広範な層の会員を獲得するために当社のサービスの認知度を向上させていくことも重要な課題であり、そのためのPR活動等にも注力してまいります。

### ③ 新規サービスの提供

当社のインターネット接続サービス利用者に対して、ブロードバンド環境を背景にした新規のインターネット関連サービスを提供することによって、顧客満足度をいっそう高めるとともに、インターネット接続サービスとの相乗効果により顧客1人あたりの売上高増大を図ることが今後の課題になります。特にWeb 2.0に関連したブログ及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）につきましては、基幹プログラム（エンジン）を自社開発し、これらのエンジンを応用したビジネス用ブログの提供、教育機関向SNS「マナバ」の販売活動を開始しておりますが、これらのサービスの機能強化を図るとともに家族向けSNS「トライブス（仮称）」のリリースも予定しております。また、セキュリティに関する需要の高まりに対応したホスティングサービス「セキュアホスティング」の販売を開始いたしました。従来のメールのウイルスチェック、迷惑メール対策をはじめ、より安全にインターネットが利用できる機能の提供を充実させてまいります。

これらの新規サービスに関しましては、それぞれのサービスごとに顧客ターゲットを見据えた多様なサービス形態を提供し、市場に受け入れられる適切な価格を設定し、効果的な販売促進活動を展開することが重要な課題です。

また、技術革新が速く環境変化の激しいインターネット関連サービスの分野においては、開発時間の短縮や販売強化を図るため、開発力や販売力の高い企業などとの業務提携も課題となっております。

### ④ 人材の確保及び育成

インターネットの技術革新のスピードに対応し、企業価値を継続的に高めていくには、優秀な人材の確保、育成が必要不可欠となります。当社においては、パソコン通信時代より培われた豊富な知識と経験を基盤に様々なインターネットサービスを提供しておりますが、今後の業容の拡大とインターネットの新技術に迅速に対応すべく、技術系を中心とする優秀な人材の確保が重要な課題であると認識しております。特にWeb 2.0に関連した新規サービス開発要員の充実に注力してまいります。

#### ⑤ 個人情報保護法への対応

個人情報保護法については、同法の全面施行にさきがけ、社内に情報セキュリティ委員会を組織し、平成14年10月にはインターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会が発行する「安全・安心マーク」の使用許諾審査に合格するなど、セキュリティ対策や個人情報保護対策に積極的に取り組んでまいりました。今後も継続的に個人情報保護法の認識を徹底させる教育を行い、情報漏洩防止に向けた管理体制を強化してまいります。

### 3. 資金調達状況

当事業年度における資金調達の状況につきましては、平成18年8月25日に323,000千円（1株当たり発行価額340円）の第三者割当増資を実施いたしました。

また、平成18年12月25日に当社株式の東京証券取引所市場第二部への上場に伴う公募増資により680,000千円（1株当たり発行価額400円）を調達いたしました。

### 4. 設備投資等の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は232,601千円であり、その主なものは次のとおりであります。

ネットワーク周辺機器	129,434千円
------------	-----------

## 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	第15期 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	第16期 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	第17期(当期) (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
売 上 高 (千円)	4,845,127	4,880,183	5,018,695	5,476,405
経 常 利 益 (千円)	1,596,935	1,713,443	1,201,137	1,271,993
当 期 純 利 益 (千円)	930,043	1,006,869	346,777	744,164
1株当たり当期純利益(円)	1,620.28	1,754.12	597.52	24.05
総 資 産 (千円)	4,272,524	5,380,844	5,665,044	7,968,217
純 資 産 (千円)	3,701,652	4,705,651	5,297,699	6,907,721
1株当たり純資産(円)	6,448.87	8,197.99	8,878.33	212.64

- (注)1. 第17期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第17期において、平成18年8月9日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。なお、当該株式分割に伴う影響を加味した場合の過年度の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は以下のとおりとなります。

区 分	第14期	第15期	第16期
1株当たり当期純利益(円)	32.41	35.08	11.95
1株当たり純資産(円)	128.98	163.96	177.57

## 6. 主要な事業内容

インターネット接続サービス及び関連サービスの提供

## 7. 主要な営業所

東京都中央区

## 8. 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
99名	8名増	34.1歳	3.8年

(注) 上記には、臨時社員(パートタイマー)31名(8時間換算)は含まれておりません。

## [2] 会社の株式に関する事項

### 1. 発行可能株式の総数 119,340,000株

(注) 平成18年7月21日開催の取締役会決議に基づく株式分割に伴い、同取締役会において定款変更を行い、平成18年8月9日をもって会社が発行可能とする株式の総数を1,940,000株から119,340,000株に変更しております。

### 2. 発行済株式の総数 32,485,000株

〔普通株式	32,484,900株〕
〔自己株式	100株〕

- (注) 1. 平成18年7月21日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月9日付で、1株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数が29,238,300株増加しております。
2. 平成18年8月9日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月25日付で、東日本電信電話株式会社を割当先とする第三者割当増資を行っております。これにより、発行済株式の総数が950,000株増加しております。
3. 当社は、平成18年11月22日に株式会社証券取引所の承認を得て、平成18年12月26日に東京証券取引所市場第二部へ上場いたしました。当社は、上場にあたり、平成18年11月22日及び平成18年12月7日開催の取締役会の決議に基づき、募集株式の発行を行い、平成18年12月25日付で、発行済株式の総数が1,700,000株増加しております。

### 3. 株主数 2,448名

### 4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
島戸 一臣	3,655,000株	11.25%
山本 公哉	3,100,000	9.54
梅村 守	3,100,000	9.54
滝口 彰	3,100,000	9.54
岩崎 慎一	3,100,000	9.54
杉山 裕一	3,100,000	9.54
株式会社シマドコーポレーション	1,000,000	3.07
東日本電信電話株式会社	950,000	2.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	911,000	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	607,000	1.86

### [3] 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

役 職	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	山 本 公 哉	
代表取締役副社長	梅 村 守	コーポレート本部長
代表取締役副社長	滝 口 彰	システム本部長
取 締 役	溝 上 聡 司	営業本部長
監査役（常 勤）	小 林 三千夫	
監査役（非常勤）	今 西 浩 之	公認会計士

- (注) 1. 監査役小林三千夫氏、今西浩之氏は社外監査役であります。  
 2. 監査役今西浩之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。  
 (就 任)  
 平成18年6月23日開催の定時株主総会において、新たに溝上聡司氏が取締役に選任され、就任いたしました。

#### 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 102,000千円 (うち社外取締役 1名 1千円)  
 監査役 2名 18,000千円 (うち社外監査役 2名 18,000千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成10年5月27日開催の第8回定時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただいております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、平成10年5月27日開催の第8回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

#### 3. 社外役員に関する事項

##### ① 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関係
社 外 監 査 役	今 西 浩 之	株式会社ランシシステム 株式会社バイオラックス	取締役 社外監査役	—

## ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役（常勤）	小林三千夫	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席するほか、稟議書、契約書等重要書類の閲覧、社員への業務状況の聴取ならびにその他の重要会議への出席などを通して総合的な見地から監査を行い、コンプライアンス上の必要事項について適宜発言をしております。
監査役（非常勤）	今西浩之	当事業年度開催の取締役会のほぼ全てに、また監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理システムにおける検討事項や、税法変更における会計処理についての発言を行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役兩名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第427条第1項の最低責任限度額であります。

上記責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

## [4] 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年10月23日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、運用しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
取締役は法令・定款に適合するように社内規程を整備し、取締役及び使用人は法令・定款及び社内規程に準拠した職務の執行をする。

内部監査部門は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、適正且つ健全に行われているかを定期的に監査し、代表取締役社長及び監査役に報告するとともに、改善の必要な事項を指摘し、その改善状況を監視する。

監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査部門、監査法人と連携・協力してその検証に当たる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理し、内部監査、監査役監査により定期的にその保管状況について監視する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見される

リスクの分析と識別を行い、オペレーションミーティング及び取締役会にてそのリスクの検討と対策を行う。内部監査、監査役監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、職務執行の効率性を考慮し、適宜社内規程を改訂する。

内部監査部門及び監査役は、内部監査、監査役監査の過程で業務の効率化が図れるものを発見した場合には取締役に提言する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を任命し、必要な事項を命令することができる。

⑥ 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、当該職務の遂行においては取締役及び上長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

⑦ 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他の重要会議に出席するほか、重要な決裁書類、その他の資料を閲覧する。

取締役及び使用人は、取締役会等の重要会議において、業務の執行状況について監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

取締役及び使用人は、法令・定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努めるとともに、監査役と内部監査部門及び監査法人との連携が図れるよう監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

## [5] 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,531,607	流動負債	1,060,496
現金及び預金	6,498,089	買掛金	123,417
売掛金	920,822	未払金	301,757
貯蔵品	5,900	未払費用	1,080
前払費用	6,235	未払法人税等	489,737
繰延税金資産	83,426	未払消費税等	25,215
その他	18,541	前受金	66
貸倒引当金	△1,408	預り金	10,181
固定資産	436,609	販売促進引当金	109,040
有形固定資産	258,101	負債合計	1,060,496
建物	41,571	純資産の部	
機械装置	69,037	株主資本	6,907,721
工具器具備品	126,280	資本金	630,480
建設仮勘定	21,211	資本剰余金	780,808
無形固定資産	34,269	資本準備金	780,808
ソフトウェア	26,975	利益剰余金	5,496,469
ソフトウェア仮勘定	7,290	利益準備金	5,822
その他	4	その他利益剰余金	5,490,646
投資その他の資産	144,238	繰越利益剰余金	5,490,646
投資有価証券	5,000	自己株式	△36
出資金	5,000	純資産合計	6,907,721
長期前払費用	2,333	負債及び純資産合計	7,968,217
繰延税金資産	54,135		
敷金	77,111		
その他	658		
資産合計	7,968,217		

# 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,476,405
売 上 原 価		2,925,126
売 上 総 利 益		2,551,278
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,243,572
営 業 利 益		1,307,706
営 業 外 収 益		8,275
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,306	
そ の 他	3,968	
営 業 外 費 用		43,988
株 式 交 付 費	3,521	
上 場 準 備 費 用	40,424	
そ の 他	42	
経 常 利 益		1,271,993
特 別 損 失		8,916
固 定 資 産 除 却 損	1,079	
店 舗 閉 店 損 失	7,836	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,263,077
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		595,494
法 人 税 等 調 整 額		△76,581
当 期 純 利 益		744,164

## 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
前 期 末 残 高	152,780	303,108	303,108
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	477,700	477,700	477,700
剰 余 金 の 配 当	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	477,700	477,700	477,700
当 期 末 残 高	630,480	780,808	780,808

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	利益準備金	その他利益剰余金				
		繰越利益剰余金				
前 期 末 残 高	5,822	4,835,987	4,841,810	—	5,297,699	5,297,699
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	—	—	—	—	955,400	955,400
剰 余 金 の 配 当	—	△ 89,505	△ 89,505	—	△ 89,505	△ 89,505
当 期 純 利 益	—	744,164	744,164	—	744,164	744,164
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△ 36	△ 36	△ 36
当 期 変 動 額 合 計	—	654,659	654,659	△ 36	1,610,022	1,610,022
当 期 末 残 高	5,822	5,490,646	5,496,469	△ 36	6,907,721	6,907,721

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却方法

##### 有形固定資産：定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。また、機械装置及び工具器具備品については、実質的残存価額（備忘価額1円）まで償却を行っております。

また、機械装置及び工具器具備品については、実質的残存価額（備忘価額1円）まで償却を行っております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	3年～15年
機械装置	3年～6年
工具器具備品	2年～5年

##### 無形固定資産：

##### 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費：支出時に全額費用として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 販売促進引当金

販売促進を目的として実施する特定の接続サービスに対する無償キャンペーン期間に係る回線使用料等の当社負担額に備えるために、当事業年度末日以降負担すると見込まれる額を計上しております。

#### 5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 重要な会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は6,907,721千円であります。

## 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額： 1,036,786千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	596,700	31,888,300	—	32,485,000

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

平成18年8月9日付の普通株式1株を50株に分割した ことによる増加	29,238,300株
平成18年8月25日付の有償第三者割当増資による増加	950,000株
平成18年12月25日付の公募増資による増加	1,700,000株

### 2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	—	100	—	100

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	100株
-----------------	------

### 3. 配当に関する事項

#### （1）当事業年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	89,505	150円00銭	平成18年 3月31日	平成18年 6月24日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	259,879	8円00銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月26日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	55,327千円
販売促進引当金否認	44,379千円
未払事業税否認	37,460千円
その他	5,826千円
繰延税金資産小計	142,994千円
評価性引当額	△5,432千円
繰延税金資産合計	137,561千円
繰延税金資産の純額	137,561千円

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等 の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は職業	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
主要 株主	島戸一臣	—	—	当社特別顧問	11.3	—	—	特別顧問報酬	7,200	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 特別顧問報酬については、特別顧問契約において両者協議の上、決定しております。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額：	212円64銭
(2) 1株当たり当期純利益：	24円05銭

重要な後発事象

該当事項はありません。

# 監査役の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成19年5月25日

株式会社朝日ネット

常勤監査役 小林 三千夫 ㊟

監査役 今西 浩之 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第17期計算書類承認の件

議案の内容は、添付書類11頁から16頁までに記載のとおりであります。  
当社の取締役会は、議案の内容を適法かつ適正と判断しております。

### 第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第17期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は259,879,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成19年6月26日（火曜日）といたしたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は当事業年度中に資本金が5億円を超えましたので、会社法第328条第1項の規定により監査役会と会計監査人の設置会社となります。これに対応するため、所要の変更対応をするものであります。
- (2) その他条文の新設に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部文句の整理を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商号) 当会社は株式会社朝日ネットと称し、英文ではASAHI Net, Inc. と表示する。	第 1 条 (商号) (現行通り)
第 2 条 (目的) 当会社は下記の業務を営むことを目的とする。 (1) コンピューターによる情報処理および通信処理業務の受託、運用 (2) コンピューターシステムの企画、計画、開発、運用に関するコンサルティング (3) コンピューターシステムを構築、改善するための調査分析および計画立案 (4) コンピューターシステムの設計およびソフトウェア開発 (5) コンピューターおよび周辺機器、ソフトウェアの販売 (6) 書籍、雑誌、新聞等の出版、販売およびこれらの請負 (7) 出版物の取材、原稿作成ならびに各種文書の編集、版下作成および印刷の請負 (8) 通信販売業務 (9) 各種イベントの企画 (10) 各種情報提供サービス業務 (11) 衣料、食料、家具、装身具、インテリア用品、美術工芸品、スポーツ用品、がん具等の販売およびその仲介 (12) 古物の売買およびその仲介 (13) ホテル、宿泊施設、飲食店の経営 (14) 貸金業 (15) 前各号に付帯する一切の業務	第 2 条 (目的) (現行通り)
第 3 条 (本店の所在地) 当会社は本店を東京都中央区に置く。	第 3 条 (本店の所在地) (現行通り)
第 4 条 (公告方法) 当会社の公告は、電子公告により行う。 2. やむを得ない事由により、電子公告によることのできない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第 4 条 (公告方法) (現行通り)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、119,340,000株とする。	第 5 条 (発行可能株式総数) (現行通り)
第 6 条 (自己株式の取得) 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	第 6 条 (自己の株式の取得) 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (単元株式数) 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>第8条 (株券の発行) 当社は株式にかかる株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式にかかる株券を発行しないことができる。</p> <p>第9条 (単元未満株主の権利制限) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (株式取扱規程) 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>	<p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第8条 (株券の発行) (現行通り)</p> <p>第9条 (単元未満株主の権利制限) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) (現行通り)</p> <p>第11条 (株式取扱規程) (現行通り)</p> <p>第12条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下、同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条 (招集)  定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条 (招集権者および議長)  株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  当会社は、株主総会の招集に關し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条 (決議の方法)  株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条 (議決権の代理行使)  株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条 (議事録)  株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>2. 議事録は、株主総会の日からその原本を10年間本店に、その写しを5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役会の設置)  当会社は取締役会を置く。</p> <p>第20条 (員数)  当会社の取締役は15名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条 (招集)  (現行通り)</p> <p>第14条 (招集権者および議長)  (現行通り)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条 (決議の方法)  (現行通り)</p> <p>第17条 (議決権の代理行使)  (現行通り)</p> <p>第18条 (議事録)  (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役会の設置)  (現行通り)</p> <p>第20条 (員数)  (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>第21条（取締役の選任） （現行通り）</p> <p>第22条（取締役の任期） （現行通り）</p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） （現行通り）</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） （現行通り）</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） （現行通り）</p> <p>第26条（取締役会の決議の方法） （現行通り）</p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） （現行通り）</p> <p>第28条（取締役会の議事録） （現行通り）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（取締役会規則）  取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第30条（取締役の報酬等）  取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条（取締役の責任免除）  当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第32条（監査役の設定）  当社は監査役を置く。</p> <p>第33条（監査役の員数）  当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>第34条（監査役の選任）  監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第35条（監査役の任期）  監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第29条（取締役会規則）  （現行通り）</p> <p>第30条（取締役の報酬等）  （現行通り）</p> <p>第31条（取締役の責任免除）  （現行通り）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条（監査役および監査役会の設置）  当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>第33条（監査役の員数）  （現行通り）</p> <p>第34条（監査役の選任）  （現行通り）</p> <p>第35条（監査役の任期）  （現行通り）</p> <p>第36条（常勤の監査役）  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第37条（監査役会の招集通知）  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第36条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第37条 (監査役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であったものを含む。) の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第38条 (監査役会規則) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第39条 (監査役の報酬等) (現行通り)</p> <p>第40条 (監査役の責任免除) (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条 (会計監査人の設置) <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>第42条 (選任方法) <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第43条 (任期) <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第44条 (報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第39条 (期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第45条 (事業年度) (現行通り)</p> <p>第46条 (期末配当金) (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条（中間配当金）            当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>第41条（配当金の除斥期間）            期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第47条（中間配当金）            （現行通り）</p> <p>第48条（配当金の除斥期間）            （現行通り）</p>

#### 第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	山本公哉 (昭和38年1月30日生)	平成16年8月 当社入社 平成16年9月 当社取締役 平成16年10月 当社代表取締役 平成17年3月 当社代表取締役副社長 平成17年4月 当社代表取締役副社長 営業本部長 平成18年1月 当社代表取締役社長（現任）	3,100,000株
2	梅村守 (昭和23年11月30日生)	平成2年4月 当社取締役 平成13年1月 当社代表取締役社長 平成14年5月 当社代表取締役副社長（現任） 平成17年4月 コーポレート本部長（現任）	3,100,000株
3	滝口彰 (昭和36年7月5日生)	平成4年9月 当社取締役 平成10年10月 当社取締役辞任 株式会社エースネット代表取締役 平成14年5月 当社取締役 平成16年5月 当社取締役副社長 平成17年3月 当社取締役 平成18年1月 当社代表取締役副社長（現任） システム本部長（現任）	3,100,000株
4	溝上聡司 (昭和39年12月22日生)	平成8年7月 当社入社 平成15年4月 システム技術本部監理統括 平成16年4月 システム部運用担当部長 平成17年4月 サービス開発部長 平成18年4月 営業本部長（現任） 平成18年6月 当社取締役（現任）	50,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

当社は当事業年度中に資本金が5億円を超えましたので、会社法第328条第1項の規定により監査役会の設置会社となります。会社法第335条第3項の規定により、監査役会の監査役の員数を3人以上とする必要があるため、会社法第329条第1項に基づき監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
井原智生 (昭和39年5月23日生)	平成5年4月 東京弁護士会登録 平成5年4月 大原法律事務所入所 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 井原智生氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 井原智生氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。  
 なお、同氏は過去に当社の経営に関与していない者であります。企業法務に関する専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるものであります。  
 4. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である井原智生氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。  
 ①社外監査役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
加納隆 (昭和12年2月14日生)	昭和38年4月 株式会社朝日新聞社入社 平成8年6月 北陸朝日放送株式会社常務取締役 平成9年2月 株式会社朝日新聞社定年退職 平成13年6月 北陸朝日放送株式会社常務取締役退任	1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 補欠監査役候補加納隆氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 加納隆氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、株式会社朝日新聞社における経済部記者、電子計算室長、事業開発室長としての実績を踏まえた知見に加え、北陸朝日放送株式会社の経営に携わった経験を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。  
 4. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めて

おります。これにより、社外監査役候補者である加納隆氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第7号議案 会計監査人選任の件

当社は当事業年度中に資本金の額が5億円を超えましたので、会社法第328条第1項の規定により会計監査人の設置会社となります。会社法第329条第1項に基づき会計監査人として新日本監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	新日本監査法人
事 務 所	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿 革	太田昭和監査法人（昭和60年10月設立）とセンチュリー監査法人（昭和61年1月設立）が平成12年4月合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる。平成13年7月に名称を新日本監査法人とする。
概 要	（平成19年3月31日現在） 公認会計士 1,748名 会計士補 978名 その他職員 1,106名 関与会社数 4,517社 出 資 金 1,694百万円 事務所等 国内 東京ほか 34ヶ所 海外 ニューヨークほか 24ヶ所

以 上

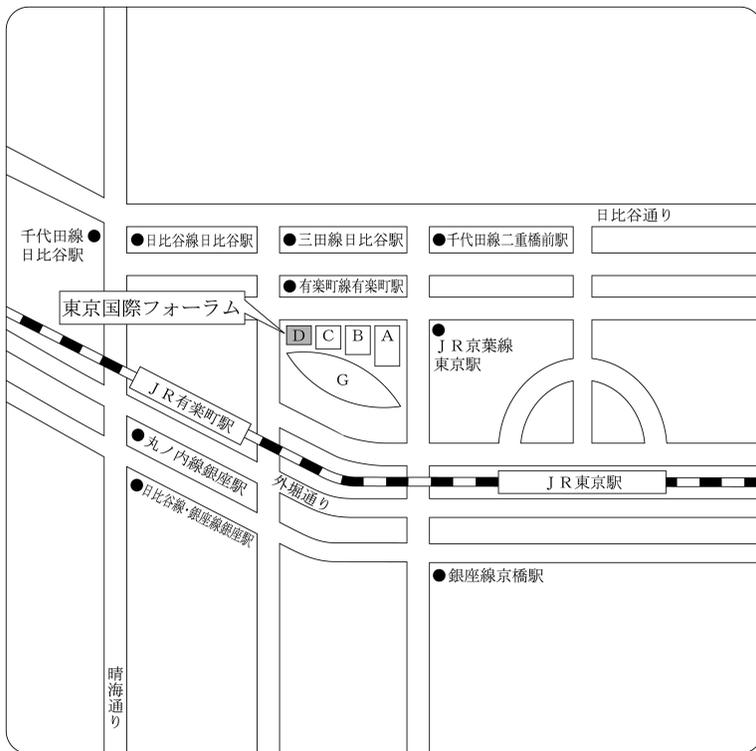




# 株主総会会場ご案内図

**会場** 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5

**最寄り駅** 地下鉄「有楽町駅」D5出口から徒歩1分  
J R 「有楽町駅」国際フォーラム口から徒歩1分



A : ホールA B : ホールB C : ホールC D : ホールD G : 会議室・展示ホールロビー